

東 海 の 古 代

第226号 2019年6月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧
編集 : 石田敬一 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
HP : <http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm>

応神天皇と仁徳天皇の時代

一宮市 畑田寿一

最近の学説では大仙陵古墳を 5 世紀後半から 6 世紀の構築として大仙陵古墳は雄略天皇陵とする説や、応神天皇の存在は認めるが仁徳天皇の存在を疑問視し、この期間を全て応神天皇とする傾向が強い。その結果は教科書の記述にも表れ、山川書房の日本史教科書では「大仙陵古墳（現、仁徳陵古墳）」と記述されている。

今回は「河内王朝が三輪王朝に取って替わった」とする現在の学説に見直しの余地が無いか改めて眺め直してみたい。

1 河内王朝設立の諸説

河内王朝設立の諸説は数多く存在するが、大別すると次の 4 種類になる。

- ① 騎馬民族か九州の勢力がヤマトに移動した。（江上波夫、井上光貞）
- ② 征服されたわけではなく、河内土着の勢力が成長し、王朝を開いた。（岡田精司、直木孝次郎）
- ③ 三輪王朝が衰退し、その後河内の勢力が王朝を建てた。（上田正昭）
- ④ ヤマトと河内の有力部族が王朝を築き、権力の中心地が河内に移動した。（笠井敏光、白石太一郎）

その中で最も賛同者が多い故直木孝次郎の説は前回の『葛城氏の動向』で紹介したが、「政治を動かしたのは葛城氏など土着の氏族であるが、この時代に天皇家の万世一系は崩れ、新しい王朝が誕生した」としている。

2 応神天皇の故郷（豊の国）

筆者は前回の拙考「4 世紀における海洋氏族の台頭と敦賀の角鹿王」（東海の古代 224 号 2019・3）で瀬戸内海の西端付近に神功皇后（息長足姫）を中心とした勢力が存在し、その勢力が東遷することにより河内王朝の成立に繋がったとする論考を示した。息子の応神天皇はその時代に活躍した人物と目されている。この地は海上交通の要所であったと

もに香春岳山麓を中心とした銅鉾山、宇佐を中心とした国東半島の砂鉄を使った冶金が盛んな場所であった。金・水銀の採掘にも言及する研究者も存在する。

冶金の主体は辛国からの渡来人であったとされており、秦氏との関連を指摘する説が有力であるが、同じ地域に勢力を持っていた息長氏が鍛冶を業とする氏族の一面を持っているのも頷ける。

息長氏の活動の財源は交易の他に銅や鉄、水銀資源であった可能性は高い。

3 記紀にみる応神天皇の時代

一方、記紀に記述されている事項を朝鮮半島の出来事を中心に当て嵌めてみると次のような年代表が完成する。

西 暦	朝鮮半島での記事	日本書紀	古事記
3 6 2		(神功 4 2)	仲哀天皇没
3 8 5	百済 辰斯王即位	応神天皇 3	応神天皇 24
3 9 1	倭が朝鮮半島に侵攻 (広開土王碑)	応神天皇 8	応神天皇没 仁徳天皇 2
3 9 2	百済 阿花王即位、王子直支を倭へ		
3 9 4			
3 9 7			
4 0 2	新羅が倭に人質を送る (奈勿王子)	応神天皇 16 (仁徳 53) (仁徳 58)	仁徳天皇没
4 0 4	帯方郡の倭を撃退 (広開土王碑)		
4 0 5	百済 阿花王没、王仁倭国へ		
4 0 7	倭 新羅に攻め込む		
4 1 2	高句麗 広開土王没	応神天皇 25 応神天皇没 仁徳天皇	仁徳天皇没
4 1 3	高句麗と倭が宋に朝貢 (賛)		
4 1 8	新羅の金末斯欣が倭から逃げ帰る		
4 2 0	百済 直支王 (腆支王) 没		
4 2 3		履中天皇 1	履中天皇 1
4 2 7	百済 毗 有王即位		
4 2 8	倭、百済に使節を送る		

(注 1) 日本書紀の欄は朝鮮半島の出来事で日本書紀に記録のあるもの。

(注 2) 古事記は没年の干支から推測。

『古事記』に拠れば応神天皇の在位は神功皇后の摂政時代を含めて 363 年～ 394 年 (在位期間 32 年) となり、以降を仁徳天皇期としているが、『日本書紀』の記述を採用すると応神天皇の在位は 5 世紀中頃までとなり、『古事記』による仁徳天皇の在位期間が無くなってしまう。

また、『日本書紀』の記述の内容を眺めると応神天皇期には中国や朝鮮半島との関わりを示す記述はあるが、仁徳天皇期には記述が無く国内の出来事に終始している。

仮にこの時代の歴史を『古事記』の没年に従うと、この年代は凡そ次の様になる。

- ① 応神天皇代は神功皇后を含めて 363 年～ 394 年の 32 年間であった。
- ② 応神の即位を 10 ～ 20 歳頃と想定すると神功皇后の摂政期間は 10 年程度であり、応神天皇の在任期間は 20 年程度になる。
- ③ その後の仁徳天皇の在任期間は 30 年程度となり 5 世紀中頃まで続く。
- ④ 大仙陵古墳は 5 世紀前半から中頃に造られ副葬品は 5 世紀後半のものと考えられており年代も合う。

しかし、『日本書紀』に書かれている応神天皇の記録で朝鮮半島の記録に合致するものは少なくとも 420 年頃まであり、その中に仁徳天皇紀の記録もある。これらの記述をすべてデタラメとするには少し無理があるように思え、『古事記』の記述による年代推定には問題が多い。

4 最近の学説に対する疑問点

最近の学説では河内王朝が三輪王朝を倒して建国したとする説が多数を占めているが、通説が説明として採用している状況証拠に対しては疑問点を挙げる研究者も多い。

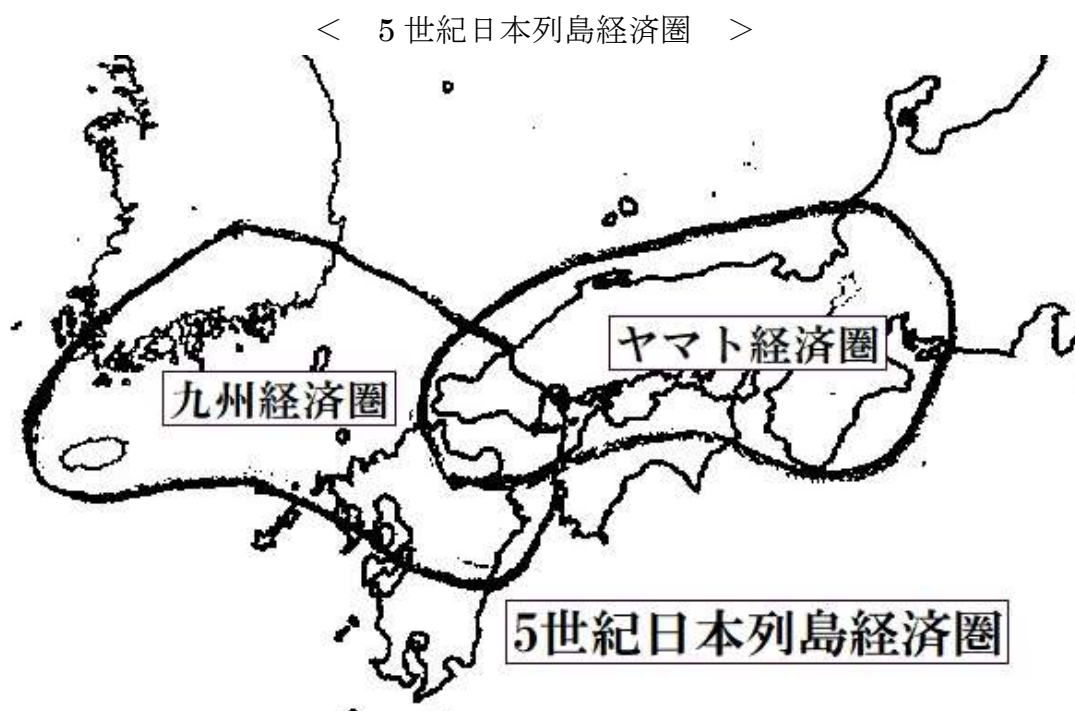
- ① 崇神天皇を始めとする三輪王朝がなぜ衰退したかの説明が十分でない。
- ② 政権交代に伴う神功皇后と忍熊王との最終の戦いの場所は琵琶湖であるが、この地は息長氏の本貫地である。なぜそのような地に忍熊王は逃げ込んだのか。
- ③ 応神天皇の両親の仲哀天皇や神功天皇を架空の人物とした場合、その時代を担った人物が示されていない。例えば百済から送られた七支刀（369 年）は誰が受け取ったのか。
- ④ 河内地方は秋津遺跡（御所市）などで少なくとも 4 世紀末から開発が始まっており、大和・柳本古墳群から河内の百舌古墳群に大型古墳の構築地が移動してきている。これらは政権交代と関係なく続けられており形も前方後円墳である。三輪王朝の衰退を物語るものではない。

以上の疑問点に答えるとすれば、「王朝交代は限定的なものであり、既存体制と調和を図りながら政治を担う一部の勢力の入れ替わった」と考える以外に答えはない。

5 多元王朝説からみた応神天皇の存在

以上の混乱は日本列島がヤマト王朝 1 国で統治されていたとする点に原因の元があると筆者は考える。1 国論では同時期に複数の天皇が存在したことになるからである。当時、未だヤマト王朝は近畿、尾張、吉備付近を影響下に治めているに過ぎず、毛野、北九州、越（敦賀）などに独自勢力が存在していた。

当時、日本列島には 2 つの大きな経済圏が存在していた。仮に九州経済圏（倭人経済圏）とヤマト経済圏と名付けると両方の接点部分に豊の国が存在し半独立した勢力を持っていた。



この中で九州経済圏は朝鮮半島や中国との交易を行い、倭国を代表して外交も担当していた。豊の国は九州経済圏とともに海外との交易を行い、日本海ルートと瀬戸内海ルートも押さえていたと考えられる。

『日本書紀』の記述で応神紀に外交の記述が多くあり、仁徳紀には国内の記述しか存在しないのは、『日本書紀』の編纂にあたり諸氏族から集めた言い伝えを2つの勢力の歴史として併記したものであると考えれば解決の路がひらける。

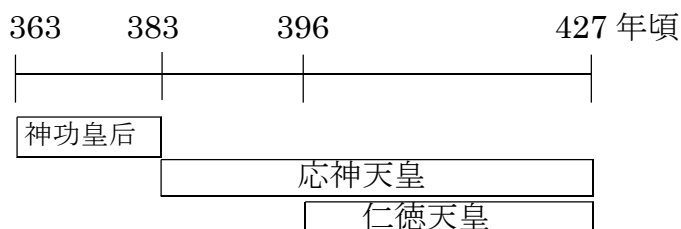
(1) 応神天皇の時代の日本列島の情勢

以上の観点から大胆な試論を述べると次のようになる。

- ① 4世紀末瀬戸内海西端に海洋族を中心とした勢力が結集し、その首長として仲哀天皇が居た。仲哀天皇はヤマト王朝の血を引く人物であるが、本来ならば政治の中心に現れる程の血筋にはなかった。
- ② 仲哀天皇の死後、この勢力は河内の在野勢力と新興渡来人とが結びつき、ヤマトでの一大勢力となり、既存の政治体制の一角を占めるようになった。
- ③ この時代の中心人物は応神天皇であるが、神功皇后の子や仁徳天皇の親であるかは不明であり、ヤマトに移動した時期もはっきりしない。日本書紀に陵の名が記述されていないのも証拠の1つであろう。
- ④ この時代の交易は息長氏、安曇氏、紀氏など海洋族が担っており、膨大な利益を得ていた。一方、外交は九州王朝が窓口を担当しており筑紫氏、肥氏などが中心であったと考えられる。
- ⑤ 彼らは蓄積した財力と大規模コンピナートで作った鉄器で、沼地であった河内平野を開拓し一大商工業地とした。7世紀には壮大な前期難波宮を建設し、伝仁徳天皇陵を始め各種の大規模な土木事業を行った。交易品には鉄、塩、米の他に大和産の「朱」の持つ意義が大きい。
- ⑥ この時代の日本書紀における記述は編者の創作で無く、これらの氏族が持っていた記録を応神天皇紀と仁徳天皇紀に分けたものと考えられ、期間の長さから必ずしも1人の記録とは限らない。実在性は応神より仁徳にあると思われる。
- ⑦ 上記の2王朝体制は少なくとも7世紀の白村江の戦いまで続いた。5世紀の「倭の五王」をヤマトの天皇に比定しようとする矛盾点が顕著化する理由もここにある。

(2) 神功皇后、応神天皇、仁徳天皇の推定年代

最後に今まで述べた事柄と記紀の記述を参考に3代の天皇の在位時期を推定すると次の図になる。



3代の天皇は4世紀中頃から5世紀中頃に在位し、以降、允恭、雄略と続くことになる。

- ① 神功皇后の在位は古事記の仲哀天皇没(362)以降、応神天皇が成人になる前の20年足らずであった。七支刀の銘が太和4年(369)であれば、神功皇后が豊の国にいた時代に百済から贈られたものになる。

- ② 応神天皇の即位を 20 歳ぐらいとすると在位は 40 年程度で 65 歳頃に崩御した。
- ③ 仁徳天皇の即位を古事記が記す応神天皇没（394）の 2 年後（396）とすると実際の応神天皇より少し遅れて登場し、応神天皇と同じ頃に崩御した。
- ④ 神功皇后の前の景行天皇は 4 世紀中頃となり、神功皇后紀の前半の出来事は景行天皇期の出来事になるが、朝鮮半島に関連する出来事の大半は九州で起きた出来事であった。

以上の推定に対して、大平裕氏は『任那から読み解く古代史』（PHP 文庫 2017）で 364 年の倭の新羅への侵攻を神功皇后の三韓征伐に充てているが、この推定年代表と三韓征伐の時代は合致することになる。

6 まとめ

以上、「息長氏の出自」、「朱を財源としたヤマト勢力の拡大」、「葛城氏の勢力拡大の状況」を基に河内王朝時代の日本列島の姿を追ってみた。

『日本書紀』の記述をどこまで信じるかによって描かれる歴史像は大きく変わるが、九州王朝の存在を認めるとすると通説とは少し違った歴史観が誕生する。

この時代、ヤマト王朝の勢力範囲は前述のヤマト経済圏の範囲であり、列島には多くの独立勢力が存在した。この状態は継体天皇（6 世紀）まで続き、新旧勢力のせめぎ合いにより、即位する天皇の系図は複雑を極め、在任期間は短かった。いわゆる河内王朝もその中の 1 つの政治形態であり、外部からの侵攻結果ではなかったと考えられる。

『襲国偽僭考』以前の「九州年号」文献

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

古代逸年号（九州年号等）の存在については、鶴峯戊申著『襲国偽僭考』から始まったが、それ以前に九州年号の存在を著述している文献（鶴峯戊申著『臼杵小鑑拾遺』、太田重澄著『寺社考』）が判明したので報告する。

2 古代逸年号（九州年号等）

筆者の見解は次のとおりである。

- ① 古代逸年号は、古代九州を中心に使用されていた。
- ② 貝原益軒は『続和漢名数』（元禄 8 年〈1695 年〉）で「偽年号」と述べている。
- ③ 鶴峯戊申は『襲国偽僭考』（文政 3 年（1820 年））を著述し、『古写本「九州年號」』により「九州年號」を転記したと述べているのが、九州年号文献の始まりである。
- ④ 古田武彦氏は『失われた九州王朝』で九州年号が存在すると述べられた。
- ⑤ 古代逸年号について、現存する最古の文献は『二中歴』（鎌倉後期の書写本）とされている。

3 鶴峯戊申著『臼杵小鑑拾遺』

- (1) 鶴峯戊申が『襲国偽僭考』を著述したのは、文政 3 年（1820 年）である。

- (2) 鶴峯戊申は『襲国偽僭考』を著述する以前に『臼杵小鑑拾遺』*1（臼杵藩の風土記・郷土史）を著述し、九州年號の存在を次のように述べている。

① 満月寺

深田にあり。其はじめ小倉山と號し、臼杵第一の大寺なり。天正年中宗麟入道の破壊によって荒靡す。今存するものは、古石佛の像、及び鎮守山王の祠のみ。相傳ふ。満月寺は萬能長老の建立にして、百濟の日羅を以て開山とす。

……

十三佛の石像に、正和四年卯月五日とあるは、日本偽年號 九州年號
といふ の正和四年にて、花園院の正和にてはあらず。さてその偽年号の正和は、繼體天皇二十年丙午爲「正和元年」と偽年号に見えたれば、四年は繼體天皇の二十四年にあたり。然れば日羅が開山も此頃の事と見えたり。偽年号は、麗氣記私抄・海東諸国記、及伊豫温泉銘にもあり。むかし九州にて立る處か。餘論日出風土稱に詳なり。

（『臼杵小鑑大全（複刻版）』*2 73・74頁。下線は筆者による。以下同様。）

貝原益軒の論考「日本偽年号」に基づいて述べているが、鶴峯戊申は九州に存在したのではないかと述べている。これに補う論考『日出風土稱』の所在を、大分県立図書館に問い合わせたところ不明とのことであった。

② 林権現洞

大分郡植田横瀬村にあり。傳云、鏡常年中の勸請也。鏡常は九州年號にて、敏達帝の十年辛丑を元年とし、同帝の十四年に終る。海東諸国記には鏡當に作り。……

（『臼杵小鑑大全（複刻版）』 157頁）

ここでは、明確に「九州年號」と述べている。

③ 佛法最初連城寺

大野三重にあり。有智山と號す。連城寺略縁起に云、…… 略縁記かくのごとし。

……

扱九州年號と云うものも、繼體天皇の十六年始めて立る所、長者が起りしも同じ繼體天皇の御宇の事なり。しかれば其年號も此長者が建たるなるべし。

いかにと云に、御門にはいまだしろしめさざる異聞の神をも祭りそめ、繼體天皇二十四年、既に臼杵に於て石佛などをも建立せる事を思ふべし。思ふに其比肥後國には日羅いで、もろこしには達磨あり。百濟邊にも行かよひ盛んなりしことなれば、唐土・百濟の僧なども早く渡りきて、漢土・天竺の風を弘めしと思ひやるべし。漢籍、前漢書・後漢書・魏志などに、日本の事をしるせるを考ふるに、みな九州を以て、倭人とも女王國とも記して、四國より上つかたの事は、女王國東、渡海千餘里、復有國など記したり。

普濟國實記等は、まさしく九州の地なることをしらす。ただうたがひ置り。

そは朝廷のかれへ通じ給ふことは、推古天皇の御宇に始りて、推古以上はただ百濟のゆきかひのみなり。九州よりは海路もいと近く、そのうへ熊襲などいふて、折々は朝貢をも奉らざりしものもありて横行しける事なれば、早く彼國へもゆきかひて、みづから國王などといつはり称せし事、かの國の書の趣を見てしるべきなり。満長者もこの類ひにて、家富み勢の強きに乘じて、唐土・百濟に廣く通じ、このふるまひをなせしものなり。

*1 臼杵小鑑拾遺：鶴峯戊申は19歳（文化3年〈1807年〉）のとき『臼杵小鑑』を著述し、27歳（文化11年〈1814年〉）に改訂したたものを『臼杵小鑑拾遺』と名付けた。

*2 『臼杵小鑑大全（複刻版）』：鶴峯戊申『臼杵小鑑拾遺』と春藤倚松『臼杵小鑑増補』の合本。

初版：昭和14年12月。複刻版：昭和56年9月。

九州年號、善記より大長に至り総て三十あり。善記は繼體帝の十六年を元年とし、大長は文武帝の二年を元年とす。貝原翁の和漢名数に、俗間傳云、前レ此有ニ善記僧聽年號ニ。其事虚妄、不可信云へる是なり。但し此年號に有し事は、海東諸国記及石碑寺にのこれるを見てしるべし。……

(『臼杵小鑑大全(複製版)』161～163頁)

九州年號は満の長者^{*1}が建てたものとし、この國を熊襲といい、近畿天皇家と通じたのは推古天皇以降としている。

九州年號は善記より大長まで三十あって、善記は繼體天皇十六年を元年、大長は文武天皇二年を元年としている。

貝原益軒は九州年號を虚妄としているが、鶴峯戊申は海東諸国記及石碑があることから存在するとしている。「満月寺」項から比較して明確に「九州年號」について述べている。

なお、九州年号は「満月寺」・「林権現洞」項のように具体的に記述していないのに、九州年号の概要を述べることは整合が取れない。ただ、『襲国偽僭考』の「鏡常」年号の説明に「豊後國大野郡内山連城寺棟札鏡常年號を用ふ^{*2}」と記述していることから、連城寺での説明で九州年号が記述されていないのは不審である。唯一考えられるのは、『臼杵小鑑大全』編纂者の久多羅木義一郎は、解題で「……中にはまた補筆とは反對に、後人によって省略された所もあるらしい。……」(『臼杵小鑑大全(複製版)』10・11頁)と述べているので、九州年号が削除されたと思われる。

4 太田重澄著『寺社考』

(1) 大分県臼杵藩の郡奉行太田重澄が著した『寺社考』^{*3}(寛保元年〈1741年〉)では、「九州年号」を「西国年号」と述べており、その状況は次のとおりである。

① 神社の部

・横瀬熊野権現 祭六月廿八日
十一月七日 横瀬村
傳曰 鏡常年中西国年号也 元年當
敏達天皇十辛丑年 從紀州熊野勸請 ……

② 寺院の部

・有智山連城蜜寺 内山村
真言宗無本寺 傳法者高野山 官奏者 仁和寺 御室氏云
開基者連城法師也 鏡常三癸卯年是西国年号也當
敏達天皇十二年 満長者建立也
用明天皇臨幸之地也天皇童名号
山路此時臨幸也 以千眼爲本尊是秘佛也 ……

(2) 江戸時代、「西国」は「九州」を指すので、西国年号＝九州年号と解釈する。

また、『寺社考』は鶴峯戊申が『臼杵小鑑』を著述する70年前の著述である。

(3) 太田重澄が西国年号と記述するに参考としたのは次のいずれかと思われるが、判然としない。

- ・西国年号を掲載している文献から記述した。
- ・『古写本「九州年號」』を西国年号として記述した。

*1 満の長者：長者一代記が『真名長者実記』、『般若姫物語』等が出版されている。

*2 連城寺棟札鏡常年号：国立国会図書館所蔵『襲国偽僭考 全 原本』、茨城大学管文庫及び無窮会所蔵『襲人偽僭考』を参照。

なお、山本昇書写本(『やまと叢誌』発刊)には記述していない。

*3 『寺社考』：加嶋英國が『臼陽寺社考略記』を追記加筆したのが『寺社考』と筆者は判断している。詳細は「東海の古代」225号(令和元年五月)の「『正和四年卯月五日』について」の「第3補注-1」参照されたい。また、『寺社考』は板井直手写本が出版されており、この出版本は国立国会図書館及び大分県の図書館に所蔵されている。出版本には頁数が記述されていない。

5 『寺社考』と『臼杵小鑑拾遺』との対比

『寺社考』と『臼杵小鑑拾遺』とを対比すると表1のとおりである。

表1

『寺社考』・『臼杵小鑑拾遺』対比表

社寺名	寺社考	臼杵小鑑拾遺	備 考
熊野権現	鏡常年中 西国年号也 元年當 敏達天皇十辛丑年 從紀州熊野勸請	鏡常年中の勸請也鏡 常は九州年號にて、 敏達帝の十年 辛丑を元年として 同帝の十四年に終る。	『臼杵小鑑拾遺』では、横瀬村の「林 権現洞」である。
蓮城寺	開基者蓮城法師也 鏡常三癸卯年 是西国年号也當 敏達天皇十二年 満能長者建立也	敏達天皇十二年、蓮 城法師草創より千二 百三十四年連綿たり。	・草創は同時期であるが、『臼杵小鑑 拾遺』では九州年号を記述していな い。 ・『襲国偽僭考』の「鏡常」項で、蓮 城寺棟札に「鏡常」年号が記述され ていると述べている。
満月寺	—	満能長者の建立にし て、百済の日羅を以 て開山とす。	・『寺社考』には、開山についての記 述なし。
	石塔銘 正和四年 卯月五日 施主阿闍梨隆存敬白 作圓秀	—	・「正和四年卯月五日」が掲載されて いる箇所は、2箇所あったが、「十 三佛」関係の年号は現存していない。 ・鶴峯戊申は「正和四年」を九州年号 としているが、太田重澄は述べてい ない。これは、西国年号と認識して いなかったと思われる。
	—	十三佛の石像に、正 和四年卯月五日とあ るは、日本偽年号 九州年號 といふ の正和四年にて 花園院の正和にては あらず。	

※1 満月寺石塔：一時、河川の護岸工事の材料として用いられたが、発掘され一部補って復元された。年号は「正和四年乙卯卯月五日」としている。

ただし、菊池徹氏は『臼杵史談』86号で、復元した直後は「正和四年 卯月五日」と一字分空白して記述している。筆者の電話照会に対して、菊田氏は干支が読めなかったので一字分空白して記述したと述べられた。詳しくは、「東海の古代」225号（令和元年五月）の『「正和四年卯月五日」について』を参照されたい。

2 十三佛の石像に正和四年卯月五日：小野玄妙は、『大乘佛教芸術史の研究』（昭和2年〈1927年〉）で現地での情報としてある時期までは存在していたが、現在では存在していないと述べている。

つい数十年前までかの大日山十三佛の座す龕の付近の崖壁に「正和四年卯月五日」等の文字が残ってゐたということから考えると、足利の末までに相当な伽藍も存在していたかもしれない ……

それが破却されて今日の惨状をみるに至ったのは大友宗麟の廃佛結果であるかもしれぬ。

（『大乘佛教芸術史の研究』424頁）

6 年表

- (1) 「鶴峯戊申略傳」を中心に「古代逸年号」関係を併せて年表を作成すると、表2のとおりである。

表2 「鶴峯戊申略傳」及び「古代逸年号」年表

西暦	干支	年号	年数	内 容	
—	—	鎌倉後期		古代逸年号の最古写本『二中歴』が尊経閣文庫に現存する。	
1695	乙亥	元禄	8	貝原益軒は『続和漢名数』で古代逸年号を「偽年号」と述べる。	
1741	辛酉	寛保	1	太田重澄は『寺社考』を著述し、「西国年号」の存在を述べる。	
1788	戊申	天明	8	鶴峯戊申	1歳 臼杵領内の臼杵祇園社の祠官鶴峯宣綱の長子として誕生。
1804	甲子	文化	1		17歳 京都で勉学。
1805	乙丑		2		18歳 帰郷、臼杵藩校で講義する。藩書庫の見覧が許される。
1806	丙寅		3		19歳 『臼杵小鑑』を著述。「九州年号」の存在を述べる。
1808	戊辰		5		21歳 京都で勉学。
1812	壬申		9		25歳 帰郷。
1814	甲戌		11		27歳 『臼杵小鑑』の改訂版『臼杵小鑑拾遺』を編纂する。
1815	乙亥		12		28歳 京都で勉学。
1816	丙子		13		29歳 江戸で勉学、後に大阪に下る。以来主として大阪に在住。
1820	庚辰	文政	3		33歳 『襲国偽僭考』を著述。 九州年号は、『古写本「九州年号」』からの転記と述べる。
1826	丙戌		9		39歳 父の死により帰郷。
1833	癸巳	天保	3		46歳 江戸に行き開塾する。
1836	丙申		7		49歳 『襲国偽僭考』が大阪で刊行する。
1856	丙辰	安政	3		69歳 水戸藩士となる。
1859	戊午		6		72歳 水戸邸にて逝去。
1939	己卯	昭和	14	『臼杵小鑑大全』を出版 (鶴峯戊申著『臼杵小鑑拾遺』＋春藤倚松著『臼杵小鑑増補』)	
1973	癸丑	昭和	48	古田武彦『失われた九州王朝』で「九州年号」の存在を記述する。	

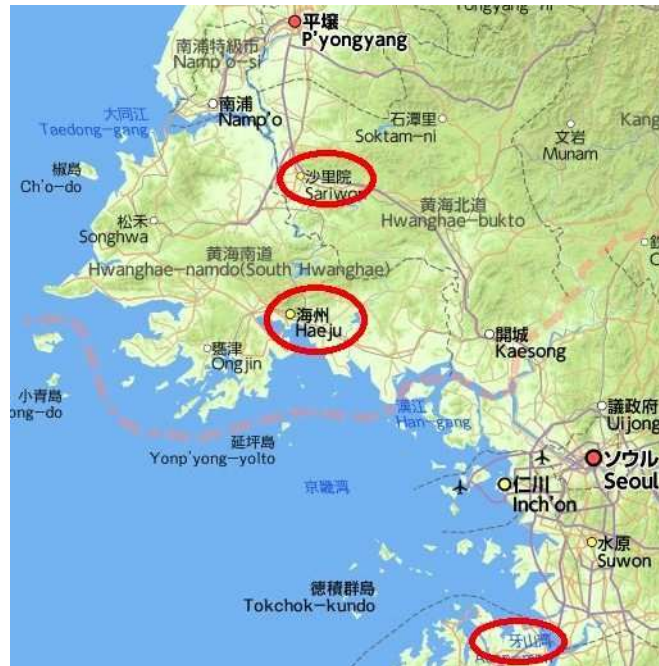
※ 鶴峯戊申の略伝は、『臼杵小鑑大全』の「作者略傳」、及び『江戸の「邪馬台国」』の解説による

- (2) 年表から考え得る筆者の見解

- ① 九州（西国）年号と明確に記述している最古の文献は『寺社考』である。
- ② 鶴峯戊申は『神社考』の存在を承知していたと思われる。
- ③ 大胆な推定ではあるが、『古写本「九州年号」』は臼杵藩書庫に所蔵されていた可能性がある。

帯方郡治は沙里院にあった

姫路市 野田利郎



たいほうぐん

倭人伝には、倭国へ出発した郡を帯方郡と書いてある。郡の政庁のあるところが郡治で、帯方郡の政庁は帯方郡治と呼ばれる。もともと、中国が朝鮮半島へ進出したのは漢（前漢）からである。

漢の武帝は紀元前109年に衛氏朝鮮を滅ぼし、朝鮮半島の北部に郡を設けて直接統治した。当初は4郡を置いたが、現地の反抗などで3郡は廃止・移転となり楽浪郡だけが残った。楽浪郡の郡治は平壤にあった。その遺跡が楽浪土城で、大同江の南側の台地に東西約700m、南北約600mの土城が残っている。この土城の近くには古墳群が確認され、その数は数千基にのぼる。土城から「楽浪大伊章」、「楽浪太守章」の封泥が出土した。封泥とは公文書などに紐をかけて、その結び目に粘土を張って印を押して封印した粘土の塊である。これによって、楽浪土城が楽浪郡治の跡と認められた。

中国は204年ごろに楽浪郡の南を分割して帯方郡を設置し、韓と倭への影響力を増強した。その帯方郡治へ、238年6月に卑弥呼の使者が訪問し、魏の天子へ朝献したいと申し出た。帯方郡の太守、劉夏は卑弥呼の使者を洛陽まで部下に送らせるが、これが『三国志』の「倭人伝」の始まりである。このあとも中国は倭国との交渉を、すべて帯方郡治を通じて行っているから、倭人伝の解説には帯方郡治がどこにあったかは重要なポイントとなる。

これまでの帯方郡治の探求には、『漢書』の地理志第八下が利用されてきた。地理志の記事を見ると、楽浪郡には二十五の県があり、その中に「帯方」の県名もあるが、県名のみの記載でその他の記述がない。

ただ、含資県のあとに「帯水は西流して帯方に至って海に入る」とあるから、この「帯水」をヒントとして、帯方郡の場所に関して、主に二つの説がある。

帯水を南漢江（漢江の支流）とするのがソウル説で、帯水を載寧江（大同江の支流）とするのが沙里院説である。沙里院は市であるが、それ以前は鳳山郡の一部であったので鳳山説ともいう。この二つの説のいずれが妥当かを、倭人伝の内容と遺跡の状況から考えると次のようになる。

(1) 沙里院説

倭人伝には、帯方郡から狗邪韓国までの行程は次のように書かれている。

從郡至倭、循海岸水行、歷^{したが}韓国、乍南乍東、到其北岸狗邪韓国、七千余里。

郡より倭に至るには海岸に循い水行し、韓国を歴て、たちまち南し、たちまち東し、その北岸、狗邪韓国に到る七千余里。

郡とは帯方郡である。狗邪韓国は釜山にあった。郡からの出発地点は郡の境界からである。帯方郡治を沙里院と仮定し、この文を読んでみることにする。

- ①「海岸にしたがい水行」とあるから、帯方郡治を沙里院とすると、帯方郡の境界は沙里院の南の「海州」となる。そこから出発し、京畿湾の海岸沿いに横断すると対岸の「牙山」に到着する。
- ②そこは韓である。「韓国を歴て、たちまち南し、たちまち東し」とは、韓国を南東に進むことになり、南東の端、釜山に到着する。

沙里院説は倭人伝の文献の内容と完全に一致し、矛盾するところがない。

次に、遺跡の状況を見ることにする。

沙里院にある智搭里土城が帯方郡治の跡と考えられる。その土城は古唐城または唐土城とも言われ、四面の長さは南面約557m、東面約703m、北面約545m、西面約430mある。楽浪郡治を除き、土城の規模は最大である。

- ①その近くには古墳群が確認されている。
- ②北西に約四キロ離れたところある塼(せん)室墓から、「帯方太守張撫夷塼^{ちようぶい}」という銘のある塼が発見された。塼とは煉瓦である。

この塼室墓の発見によりこの地が帯方郡に属し、楽浪土城に匹敵する大きさをもつ智搭里土城が帯方郡治の跡とされる。倭人伝の記述に合致した所に土城があり、周辺に金石文字が発見されているから帯方郡治は沙里院にあったことは確実と考える。

(2) ソウル説

帯方郡の南に韓国があるから、帯方郡治をソウルとすると韓国はソウルの南にあったことになる。

- ①帯方郡と韓国との境界はソウルの南の陸上にあったことになる。狗邪韓国はソウルの東南にあるから、境界は山岳地帯であり、「海岸に循いて水行」などは無理となる。
- ②そこで、ソウル説では南漢江を下って、釜山とは逆の方向の北西の海に進むか、または西に向かい、仁川付近の港から海岸沿いに牙山に上陸するなど説明する。

いずれにしても目的地の狗邪韓国とは逆の方向へと進んで、無理に海岸に到達させるが、その到達した海岸は韓国との境界でもなく、海岸に向かった合理的な説明もできない。ソウル説は倭人伝の内容とまったく合致しない。

次に遺跡を考える。ソウル説が帯方郡治とするのは、たとえば風納里土城である。北の城壁300m、東は1500m、南は200m、西は洪水で流されたが250mが残っている。城内の遺物から百濟土器などが発見されて、土城の年代は四、五世紀前半と考えられる。帯方郡は315年には滅ぼされ、中国の朝鮮半島の拠点がなくなる。この遺跡は帯方郡治の遺跡と考えるには遺物や時代が異なっている。また、ソウルの周辺には中国人の墓の遺跡もない。

つまり、ソウル説は倭人伝の記述に合致しないだけでなく、有力な遺跡も周辺になく、その根拠となるものがない。帯方郡治の所在地は沙里院となる。

ただ、ソウル説の論者は、韓伝に書かれている「韓は方可四千里」を論拠のひとつとしているから、念のために、別途、検討することにする。



『邪馬一国の証明』

古田武彦・古代史コレクションの26冊目
初刊は、角川文庫（昭和55年10月発行）
のみで、絶版になっています。
短里の理論的根拠となっている中国の『周
髀算経』の概要が掲載されています。

前回の例会の内容

■ 冊封と年号と冊暦

名古屋市 石田泉城

新羅の時代劇『善徳女王』における冊暦
のエピソードをもとに冊封と年号の関連に
ついて述べた。

■ 「正和四年卯月五日」について

瀬戸市 林 伸禧

大分の臼杵磨崖石仏に記された「正和」
に関して角田彰男説と古賀達也説を紹介し
九州年号の可能性があると結論付けた。

■ 葛城氏の動向

一宮市 畑田寿一

葛城氏は、4世紀後半に海洋交易と大和
川の水運利権の掌握や天皇家との婚姻によ
り勢力を盤石なものとしたと考えられる。

例会の予定

■ 例会の予定

- 1 日時 6月9日(日)13:30～
- 2 場所 名古屋市市政資料館 第5集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- 3 参加料 500円（会員は不要）
- 4 交通機関
 - (1) 地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
 - (2) 名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
 - (3) 市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
 - (4) 市バス「清水口」、南西徒歩8分
 - (5) 市バス「市役所」、東徒歩8分
- 5 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

■ 来月の例会 7月6日(土)13:30～(第4)

■ サマーセミナー 7月14日(日)

南山大学、南山高等学校他を予定。

会員の投稿について

■ 会報誌への投稿（編集担当：石田）

furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

■ 投稿締切り日 6月23日(日)厳守

■ 投稿文の留意点（お願い）

- ・40字、45行のスタイル。
- ・インデントやタブは設定しない。
- ・本文、引用文は、全てMS明朝12ポイント。
- ・見出しに強調太字は使用しない。
- ・文書は、全て左詰め。
- ・大小の見出しは、MSゴシック12ポイント
- ・本文中で使用する写真等は別ファイルで。
- ・引用文は正確に。出典の書名、著者、発行
所、発行年、引用ページを必ず明記。
- ・記述を強調したい場合は下線等で示して。
- ・編集側で文字等を修正する場合があるの
で校正の際に十分に確認してください。

会員の募集

■ 年会費の納入について

- 1 年会費 5,000円(会報誌等送料込み)
- 2 振込先
 - ・金融機関：ゆうちょ銀行
 - ・名称：古田史学の会・東海
 - ・店名：二一八 店番：218
 - ・口座：普通 1299395

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならど
なたの参加も歓迎します。また参加に際し事前
連絡不要、遅刻・早退もかまいません。例会で
発表する場合には資料を25部用意ください。
